

館林市外五町地域

障害者差別解消支援地域協議会

基本資料

～ 一人ひとりの困りごとを、地域全体の支えにつなげるために ～

本資料は、障害者差別解消法に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」の役割や目的について、委員の皆様にご理解いただくための基本資料です。館林市外五町地域では、館林市外五町地域自立支援協議会が障害者差別解消支援地域協議会の機能を担っています。

本資料を通して、制度の趣旨や委員に期待される役割について共通理解を深め、地域全体で障害のある人が安心して暮らせる地域づくりにつなげていきたいと考えています。

館林市外五町地域自立支援協議会
(障害者差別解消支援地域協議会)

この資料について

- ✓ なぜ作成したのか
- ✓ 何を理解していただきたいか
- ✓ 10月全体会の事前資料

障害者差別解消支援地域協議会は法律に位置付けられていますが、その役割や目的について委員の皆様と十分に共有する機会はこれまで多くありませんでした。

そこで、本資料では制度の趣旨や協議会の役割、委員の皆様に期待される役割について整理しました。

10月に開催予定の全体会に向けた共通資料としてご活用いただくとともに、今後もホームページに掲載し、継続して活用する基本資料として位置付けています。

障害者差別解消支援地域協議会とは

相 談



情報共有



関係機関の連携



地域課題



改 善



誰もが暮らしやすい地域

障害者差別解消支援地域協議会は、障害者差別解消法第17条に基づき設置される協議会です。

障害を理由とする差別に関する相談や合理的配慮に関する事例などについて、行政、福祉、教育、医療、雇用などの関係機関が情報を共有し、相互に連携しながら地域課題の解決を図ることを目的としています。

相談から見えてきた課題を地域全体で共有し、地域づくりにつなげることが協議会の大切な役割です。

なぜ必要なのか

医療 教育 雇用

福祉 行政 地域



一つでは解決できない



地域全体で考える

障害のある人の暮らしには、医療、教育、福祉、雇用、行政、地域など、多くの機関や関係者が関わっています。

そのため、一つの機関だけで課題を解決することは難しく、それぞれの専門性を持ち寄りながら地域全体で考えることが必要です。

障害者差別解消支援地域協議会は、そのための連携の場として法律に位置付けられています。

法律では

条文	内 容	※
17条	地域協議会の組織	裁く場では ありません
18条	情報共有・協議	
19条	秘密保持義務	

障害者差別解消法では、第17条で地域協議会の設置、第18条で関係機関による情報交換や協議、第19条で守秘義務について定めています。

つまり、協議会は個別事案を裁定したり、法律違反を判断したりする場ではありません。

関係機関が安心して情報共有を行い、相談から見えてきた地域課題を整理し、より良い地域づくりにつなげるための協議の場です。

協議会の役割

相談事例

情報共有

関係機関連携

合理的配慮

再発防止

地域づくり

協議会では、相談事例の共有、関係機関の連携、地域課題の整理、合理的配慮の理解促進、再発防止、地域づくりなどに取り組みます。

協議会では、相談事例を通じて地域課題を共有し、関係機関がそれぞれの専門性を生かしながら連携し、制度や支援体制の改善につなげていくことが重要な役割です。

そのため、協議会は「一人ひとりの困りごと」を「地域全体の学び」へとつなげ、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるための協議の場となります。

合理的配慮とは

本人



事業者

建設的対話



合理的配慮

障害者差別解消法では、不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人から意思表示があった場合には、過重な負担とならない範囲で合理的配慮を提供することが求められています。

合理的配慮は、特別扱いをすることではありません。

本人と事業者が互いに対話を重ねながら、その場に応じた適切な方法を一緒に考えていく「建設的対話」が基本となります。

合理的配慮は、本人と事業者が対話を重ねながら、その時々状況に応じて考えていくものであり、一律の対応を求めるものではありません。

委員の皆様へ

お願いしないこと

- × 法律判断
- × 責任追及
- × 評価

お願いしたいこと

- 情報共有
- 地域課題
- 連携
- 地域づくり

委員の皆様をお願いしたいのは、法律の専門家として判断することではありません。それぞれの立場や専門性を生かしながら、地域課題を共有し、関係機関の連携を深め、誰もが安心して暮らせる地域づくりにつながる協議を行っていただくことです。

多様な視点からの意見交換が、地域全体の支援力を高めることにつながります。

館林市外五町では

障害者差別解消支援地域協議会



館林市外五町地域自立支援協議会
がその機能を担っています

館林市外五町地域では、障害者差別解消支援地域協議会の機能を館林市外五町地域自立支援協議会が担っています。

地域自立支援協議会がこれまで培ってきた多機関連携や地域課題の共有、人材育成などの取組を生かしながら、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた協議を進めています。

地域全体で支え合う仕組みづくりを進めることが、本地域における障害者差別解消支援地域協議会の特徴です。

おわりに

一人ひとりの困りごとを
地域全体の学びにつなげる。

それが、

障害者差別解消支援地域協議会の役割です。

館林市外五町地域自立支援協議会

障害者差別解消支援地域協議会は、差別が起きてから対応するためだけの協議会ではありません。

一人ひとりの困りごとを地域全体で受け止め、関係機関が互いに学び合い、支え合うことで、誰もが安心して暮らせる地域づくりにつなげていくための協議の場です。

本資料が、委員の皆様にとって制度への理解を深めるとともに、協議会活動を進める上での共通の指針となれば幸いです。

館林市外五町の基本姿勢

館林市外五町地域では、障害者差別解消支援地域協議会を、差別事案を評価・判断する場ではなく、一人ひとりの困りごとを地域全体の学びへとつなげ、関係機関が互いに理解し、連携しながら、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指す協議の場として位置付けています。

また、本協議会で得られた学びや地域課題を、地域自立支援協議会における協議や地域づくりへとつなげ、地域全体の支援力の向上を図っていきます。

一人ひとりの困りごとを、地域全体の学びへ。

館林市外五町地域自立支援協議会

事務局 館林市邑楽郡 4 町障がい者基幹相談支援センターしろっこ